

令和2年度 西伊豆町教育委員会第9回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和3年2月17日（水）13:30～14:30 15:27～15:33
- 2 場所 西伊豆町中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）・森本仁子委員、眞野有吏委員、影山やえみ委員  
[事務局 眞野隆弘、土屋千春]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和2年度第9回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和3年1月20日開催の第8回定例会の議事録については、私と影山やえみ委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教育長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、眞野有吏委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（眞野委員：了解）

教育長：ありがとうございます。それでは、議題に入ります。第20号議案から第23号議案ですが、人事案件や世帯の個人情報、また議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思っておりますので、西伊豆町教育委員会会議規則第10条第2項に基づき賛否を採決します。賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教育長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第20号議案から第23号議案までは、秘密会といたします。それでは、第20号議案の「令和2年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

眞野：それでは、資料の「第20号議案」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に、「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」とあり、同法第25条には、教育長に委任する事ができない事項として、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とある事から、今回提案するものであります。なお、詳細につきましては、別紙の内申案により教育長から説明をお願いしたいと思います。

（秘密会により説明・質疑省略）

教育長：それでは、第20号議案の「令和2年度末西伊豆町立学校長等の人事異動の内申について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

教育長：挙手全員ですので、第20号議案については、可決されました。続きまして、第21号議案の「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真野：それでは、資料の「第21号議案」をご覧ください。賀茂地区5町に3人の指導主事を共同設置しておりますが、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置規約の第4条第1項に、「指導主事は、関係町の教育委員会が協議して定める候補者について、幹事町の教育委員会が選任するものとする。」とありますので、候補者としてよいか提案するものであります。なお、候補者につきましては、教育長から説明をお願いしたいと思います。(秘密会により説明・質疑省略)

教育長：それでは、第21号議案「賀茂地域5町に共同設置する指導主事候補者について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第21号議案については、可決されました。続きまして、第22号議案「令和3年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真野：それでは、資料の「第22号議案」をご覧ください。こちらは、西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱第5条第7号及び第8条第1項により、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請のあった者に対し、入学前支給してよいかご審議いただきたいものであります。詳細につきましては、担当の土屋からご説明いたします。(秘密会により質問・質疑省略)

教育長：それでは、第22号議案の「令和3年度就学援助費新入学児童生徒学用品費の入学前支給の認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。(委員：全員挙手)

教育長：挙手全員ですので、第22号議案については、可決されました。続きまして、第23号議案の「令和3年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

真野：それでは、資料の「第23号議案」をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものであります。では、別紙資料によりご説明をさせていただきます。(14:30～15:27 休会 秘密会により質問・質疑省略)

教育長：それでは、第23号議案の「令和3年第1回西伊豆町議会定例会（3月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第23号議案については、可決されました。秘密会の議案が終了しましたので秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：以上で本日の議事案件はすべて終了いたしました。令和2年度第9回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。